

『蹊 蹄 会』 会 則

- 1 目的 蹊蹄会（以下本会）は成蹊学園馬術部の活動に対し、財政的支援を主たる目的とすると共に会員相互の交流と親睦の向上を図るものとする。
- 2 会員 成蹊学園馬術部の参加経験者は会則の趣旨を賛同の上、本会に入会することができる。
会員は年会費（1万円）を徴収口座の設定をもって毎年納入しなければならない。
徴収口座の設定までは現金又は振込で納入するものとする。
- 3 役員 本会は以下の役員が中心となり会員と共に活動を推進する。

会長	1名	監督	1名
副会長	1～3名	コーチ	1～3名
事務局	2～3名		

会長経験者は退任後名誉会長として運営支援に参画頂く。
任期は特段に定めないが役員交代にあたっては総会に図り承認のもとにおこなうものとする。

- 4 総会 毎年4月に総会を開催し、以下の定例議題を審議・議決する。
 - ・前年度の活動報告と収支決算の報告
 - ・次年度の活動計画と収支予算
 - その他必要事項

総会の議決は当日の参加の会員の多数決によるものとする。
欠席者の議決権については会長一任として扱うこととする。
役員並びに会員から特段の申し出があり、役員判断で必要とされる場合には臨時総会を招集する事ができる。

- 5 会計 会計年度は2月1日から翌年1月31日とし、収支の記録と活動報告などの資料は事務局で作成管理する。

前年度の収支決算と活動報告ならびに次年度の収支計画と活動計画を総会に提議し、審議・承認を受けるものとする。

- 6 口座 会費の徴収口座とは別に特別会計口座（基金口座）を設定し、馬匹の入れ替え、設備の改善等に供すべき資金の管理をする。

特別会計口座（基金口座）は物故会員からの遺贈等を現役学生に代わり管理するものとする。

特別会計口座（基金口座）預金の使用にあたっては会長の承認を得ることとする。

- 7 他 ①個人情報の取り扱い

名簿他の公人情報の収集・保管は事務局が管理するものとし、その謄写・使用は会長の指示を必要とする。

- ②現役指導

現役の活動に対し、監督・コーチを派遣し技術他の指導・指示にあたる。

- ③本会則に取り決めのない事項に関しては会長判断にて取り扱うものとする。

以上

本会則は平成28年4月3日の総会での承認を以て適用開始する。